

案件名称	大阪市教員採用ポータルサイトの 制作・運用保守業務委託
------	--------------------------------

仕様書

大阪市教育委員会事務局

仕様書

1. 事業名

大阪市教員採用ポータルサイトの制作・運用保守業務委託

2. 目的

- (1) 「大阪市の教員になりたい」という教員志望者を増やすため、「養成・採用・研修の一体化」等、教員志望者をターゲットとした戦略的な情報発信を行う。
- (2) 大阪市教員採用の取組をより魅力的に情報発信する。
- (3) 既存の広報手法を再構築し、ユニバーサルデザインを意識した誰もが見やすくわかりやすい内容であることや、ターゲットに応じた情報発信等を行うことにより、効果的かつ戦略的な情報発信を行う。

3. 業務委託期間

契約締結日～令和9年1月29日

※成果物の納期等については、「8. 参考スケジュール」に準じ、具体的な期日については別途本市と調整すること。

4. 業務委託内容 1：大阪市教員採用ポータルサイトの更新

現行の大阪市教員採用ポータルサイト（以下、「教採ポータル」という。）を、次の要件を満たし更新する。

- (1) プロジェクト管理
 - (ア) 要件定義、制作、校正、納品等、工程全体がわかるよう、本市との協議日程を含めた業務工程表を作成すること。
 - (イ) 業務工程表の作成にあたっては、本市と十分な協議を行うこと。業務工程表をもとに、本市に定期的に進捗を報告すること。
 - (ウ) 契約締結後に実施する本市との概要打合せで、教採ポータルのデザイン要件やコンセプト、課題等を十分聴取し、教採ポータル更新にかかる提案書等（画面デザイン案および画面構成・画面操作仕様等）の作成にあたること。なお、概要打合せは本市指定場所にて対面で行うこと。
- (2) 教採ポータル更新
 - (ア) 制作するコンテンツの分量
 - ① 現行教採ポータル(<https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu230/kyousai/index.html>)をもとに、コンテンツの追加・更新を行う。
 - ② 本市から提供する資料等に合わせて、現在のデザインを活かしたリデザインを提案すること。
 - ③ 本市が準備する SNS アカウント（Instagram または X 等）と連携し、教採ポータル「お知らせ」に表示できるようにすること。表示にあたっては、SNS アカウントの最新投稿が自動表示できるようにすること。なお、制作する際、API 連携やページ埋め込み等の手法は問わないが、レスポンス対応とすること。
 - ④ 現行教採ポータルのソースファイル（html、css、js 等）及び素材データ（図表・イラスト等の ai データ等）は本市より提供する。※再加工可能
 - ⑤ 作業工数はおおよそ 0.5 人月とし、指定工数の範囲内に収まるようリデザインを提案すること。なお、1 人月は、1 日 8 時間、月 20 日で換算すること。
 - (イ) ターゲット
 - ① ターゲットは、教職に興味・関心がある者とする。
 - ② 教採ポータルより発信した情報が、ターゲットに効果的に届き認知されるようコミュニケーションデザインを意識すること。
 - ③ ターゲットを意識し、ユーザビリティを工夫するなどターゲットへの利便性を考慮すること。

(ウ) システム要件

- ① 制作するホームページのソースファイルは、現行ホームページ同様、大阪市ホームページ (<https://www.city.osaka.lg.jp/index.html>) 内に、CMS 外コンテンツとしてアップロードする。なお、アップロード作業は本市職員で実施する。
- ② 本市ホームページの仕様に準拠し、次の機能等は制作するすべてのページで反映すること。
 - ・レスポンス (パソコン・スマートフォン等、様々な ICT 機器のブラウザ表示に最適化した可変画面対応)
 - ・ウェブアクセシビリティ支援 (文字サイズ変更等、すべての人がホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できる機能)
- ③ 本市ウェブアクセシビリティガイドラインおよびホームページガイドラインを遵守すること。なお、大阪市ホームページの仕様上、制作するホームページは、サーバサイドのプログラムやデータベースを使用できない。
- ④ 制作するすべてのページに、本市が採用するアクセスログ集計「みやすい解析」のタグを埋め込み、アクセス解析を可能とすること。
- ⑤ 動画については、本市にて YouTube 等の動画サイトへアップロードした動画を、ホームページから参照できるようにすること。
- ⑥ パソコン表示、モバイル表示ともに、次の動作環境を満たすこと。
 - ・Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Firefox ブラウザの、検査時点の最新版に対応すること。

(エ) その他

- ① 制作するホームページは受注者のテストサイトにアップロードし、デザイン確認、動作確認、進捗確認等ができる環境を準備すること。なお、本市専用のテストサイトを準備する必要はない。
- ② 動作検証については、受注者のテストサイトで (2) (ウ) ⑥ で示す動作環境における動作検証を行った後、本市が準備する本番環境においても同様の検証を行うこと。

(3) 教採ポータル管理用ドキュメント制作

- (ア) (3) で作成したホームページの管理用ドキュメントとして、フォルダおよびソースファイル (html、css、js 等)、イメージファイル等の構成を示すとともに、それぞれのフォルダ・ファイルの説明を記したドキュメントを作成すること。
- (イ) 本市職員により、ホームページ内の文字列の変更、写真等の差し替えができるよう、手順および必要な情報を記したドキュメントを作成すること。
- (ウ) (2) (ウ) ⑥ で示す動作環境における検査結果を証明するドキュメントを作成すること。
- (エ) 現行ホームページの管理用ドキュメントファイルは本市より提供する。※再加工可能

5. 業務委託内容 2 : 大阪市教員採用ポータルサイトの運用保守

次の要件を満たし、教採ポータルの月次修正を行う。

- (1) 毎月、月末までに依頼した修正依頼に対し、翌月 15 日までに修正モジュールを制作し、納品すること。また、本市担当者からの質問や相談に対応すること。
- (2) 修正モジュールについては、御社のテストサイトにアップロードし、修正依頼のとおり修正が完了しているか、納品前に本市の確認をとること。
- (3) 修正モジュールは、前述のシステム要件に準拠すること。
- (4) 月次修正の作業工数は 1 人日を基本とする。ただし、工数については翌月以降への繰り越し及び翌月以降からの前倒し等を可能とし、数か月分をまとめた修正にも対応すること。なお、1 人日は、1 日 8 時間で換算すること。
- (5) 月次修正の範囲は、次の内容に限る。
 - ・テキストデータの追加・修正
 - ・写真・動画・資料データ等の追加・差替え
 - ・外部リンク等の追加・修正
 - ・レイアウトの変更
 - ・写真の加工
 - ・図表・イラスト等の修正 (新規作成は含まない)

6. 成果物・納品

- (1) 本契約により制作される成果物はすべて電子データとし、本市が指定する大容量データ転送システムにてデータを送信するとともに、データを電子媒体（CD・DVD 等）に格納して 2 部納品すること。
- (2) 本契約により制作される成果物は、ホームページ等に公開するコンテンツ一式をはじめ、使用した素材（画像・イラスト等）および素材作成に用いたデータ（Adobe Illustrator 等のソースファイル）も含むこととする。また、要件定義書およびホームページ管理上必要となるドキュメント類を含むこととする。
- (3) 納品については、修正したコンテンツ、修正した素材（画像・イラスト等）および修正した素材作成に用いたデータ（Adobe Illustrator 等のソースファイル）のみを、本市が指定する大容量データ転送システムにて毎月データ送信し、契約終了時に限り、その時点の最新データを上記（1）に則り納品すること。
- (4) 本契約により制作される成果物のうち、ドキュメント類については、Microsoft office の Word、Excel、PowerPoint で作成し、編集・印刷を可能とすること。ただし、本市が認める場合はこの限りではない。
- (5) 納品物については、事前に本市の確認をとること。
- (6) 納品物はすべて、納品前に必ずウィルスチェックを行うこと。

7. 留意事項

- (1) 著作権の帰属
制作物及び制作物に使用した素材（画像・イラスト等）の著作権は本市に帰属するものとし、本契約終了後も、本市ホームページをはじめ、SNS やデジタルサイネージ、本市アカウントの YouTube 等の媒体でも継続して使用できるようにすること。ただし、無料で商用可能なフリー素材等を使用する場合は、その素材の「提供元」、「著作権者」、「利用上の制限」等を本市に示し、著作権者より利用の許諾を得ること。また、納品物となる「ホームページ管理用ドキュメント」に明記すること。
- (2) 第三者の権利侵害
受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 経費
契約金額については、本業務に関する経費一切を含むものとする。
- (4) その他
本仕様書に定めのない内容で疑義が生じた場合は、本市と十分に協議のうえ決定すること。

8. 参考スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| 1. 業務工程表及び業務責任者届の提出 | … 契約締結後 14 日以内 |
| 2. 概要打合せ | … 契約締結後 14 日以内 |
| 3. 教採ポータル制作期間 | … 令和 8 年 11 月～令和 9 年 1 月中旬 |
| 4. 教採ポータル納品 | … 令和 9 年 1 月中旬 |
| 5. 教採ポータル公開 | … 令和 9 年 1 月 27 日 |
| 6. コンテンツ制作業務完了報告書の提出 | … 令和 9 年 1 月 29 日 |

9. 本件の担当

大阪市教育委員会事務局 教務部
教職員人事担当（教員採用・管理職人事グループ）
住所 : 大阪市北区中之島 1-3-20
電話 : 06-6208-9123
eメール : ua0003@city.osaka.lg.jp

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。